

## 令和5年9月（第3回）定例会 産業建設委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第78号宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件外6件について、付託されました産業建設委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第78号、第79号及び第81号から第85号までの7件についていずれも全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第78号宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件です。

本案は、空家等に対し緊急安全措置を講ずることができるよう、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、これまでとは具体的にどう変わるのかただしたところ、倒壊する恐れがある、または屋根や外壁等が脱落、飛散する恐れがあるなど、危険が切迫している空家によって、地域住民や通行人に被害が及ぶ可能性が高い場合に、仮囲いなどの応急的かつ必要な最小限度の措置を講じることができるものであり、市民の安全の確保を第一に考えているとのことでした。

また、緊急の対応として、どの程度の件数を想定しているのかただしたところ、空家は個人の財産となるため、基本的には個人が対応するものである。

この度の措置の内容としては、緊急で危険を取り除く部分的な措置を想定しているため、年間で10件から20件ぐらいと考えているとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件です。

本案は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を新設するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、マンション管理計画を策定した場合、マンションの管理者及びその入居者にメリットはあるのかただしたところ、まず管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組が推進され、良質な管理水準が維持されることや、適正に管理されたマンションとして市場において評価されるものと考えられる。

また、管理計画認定を取得したマンション等に対し、住宅金融支援機構のフラット35及びマンション共用部分リフォーム融資の金利引き下げ、並びにマンションすまい・る債の利率上乘せが適用されることや、長寿命化工事、例えば屋根防水工事や床防水工事、外壁塗装工事などが実施された場合に、固定資産税額の3分の1の減税を受けることができるとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、産業建設委員会の報告を終わります。